

令和6年度 第2回 桜川市都市計画審議会 議事録

開催日時 令和7年 2月 20日 (木) 14時00分 から 15時00分 まで

開催場所 桜川市役所大和庁舎3階 大会議室

参集者 別紙「出席者名簿」のとおり

発言者	議事内容	(14時00分開会)
事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、令和6年度 第2回 桜川市都市計画審議会を開会いたします。</p> <p>はじめに、本審議会の会長からごあいさつをお願いいたします。</p>	
会長	<p>－ あいさつ －</p>	
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては、審議会条例第6条第2項の規定に基づき、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>	
会長	<p>はい。それではこの後の議事の進行を務めさせていただきます。まず、議事に入る前に議事録署名人の指名をさせていただきたいと思います。A委員とB委員の2名をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。</p>	
A委員	<p>はい。</p>	
B委員	<p>はい。</p>	
会長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>では、これより議事に入りたいと思います。</p> <p>議事の内容は、議案第1号 下館・結城都市計画用途地域の変更について、です。</p> <p>まずは、事務局から説明をお願いします。</p>	
事務局	<p>－ 報告資料に基づき説明 －</p>	
会長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>内容についてご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。</p>	
C委員	<p>今回の用途地域の変更の内容は分かりましたが、周辺の用途地域とのバランスとして、準工業地域の隣に第一種低層住居専用地域があるのは、良くないのではないかと思います。</p>	
事務局	<p>今回の変更にあたっては県都市計画課と協議をしてきましたが、用途地域設定の手引きに</p>	

	<p>おいても、その2種類の用途地域が隣接することは問題ございません。確かに準工業地域は幅広い用途の立地が認められておりますが、今回対象となる、給食センター敷地及び職員駐車場は全て公有地であり、半永久的に現状の土地利用を続けていくことになります。よって、何か新たな建築物を建築するためではなく、給食センターの現在の用途不適格の是正を含む行政機能型都市拠点の形成を目指したものになります。</p>
C委員	<p>支障が無いことは分かりました。しかしながら、新庁舎の建設も予定されているので、周辺の土地利用においても店舗等の立地を可能とし、地域が活性化するように検討していただければと思います。過疎の対策や市内の住みやすさにつながると考えます。前向きで建設的な用途地域の変更も検討していくべきと考えます。</p>
事務局	<p>補足ですが、今回の変更は都市計画マスタープランに示されているようにあくまで行政機能型都市拠点の形成に資するためのものですので、範囲を絞り法規制を整理したところです。現在の用途地域のままですと、新庁舎の建設についても建築基準法第48条ただし書きの許可が必要となりますし、今後の増改築でも同様の手続きが発生してしまいます。</p>
C委員	<p>マスタープランに基づき対象を決めたということですね。分かりました。</p>
会長	<p>他にございませんか。では諮問第65号「下館・結城都市計画用途地域の変更について」は案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
委員一同	<p>[異議なし]</p>
会長	<p>では、こちらで変更の手続きをよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>承知しました。</p>
会長	<p>続きまして、報告第1号 桜川市都市計画道路再検討調査について、です。まずは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>－ 報告資料に基づき説明 －</p>
会長	<p>只今、事務局から説明がありました。内容についてご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。</p>
A委員	<p>資料の中で点数評価等ありましたが、最終的に存続や見直しが示されています。改めて存続とはどういう事でしょうか。</p>
事務局	<p>存続については、今後もこの都市計画道路が都市計画上存続していくということです。－</p>

	<p>方で廃止については、都市計画決定を廃止する方向性であるということです。あくまで計画の話であるので現在ある道路にはなんら影響がありません。</p>
事務局	<p>補足ですが、あくまで今回の報告は計画論の話ですので、存続となった路線が今後いつ整備されるのかといった事には言及しておりません。</p>
A 委員	<p>主要地方道つくば益子線ですが、栃木県側より整備が進んでおります。今後は茨城県側も力を入れて進めていってください。</p>
事務局	<p>つくば益子線については、期成同盟会という組織で■■■■も一緒に毎年要望活動を行っています。県の道路予算等の調整もありますが、県道ということもあり、引き続き要望を行っていきます。</p>
D 委員	<p>指針に基づいた評価として、今回の再編道路網（案）は妥当だと考えますが、現在、羽黒市街地の区画整理事業の進捗はどうなっていますか。市街地開発事業と都市計画道路は一体的に面整備を行うために決定されているので関連が強いと思いますが。</p>
事務局	<p>羽黒第一土地区画整理事業ですが、平成14年の準備委員会において、事業の無期限休止が決定されていて、そこから何も変わっておりません。</p>
D 委員	<p>つまり土地区画整理事業の都市計画決定が廃止されていない状況で、今回、都市計画道路の廃止に向けた方向性が出たと思いますが、区画整理については方向性は決まっているのですか。</p>
事務局	<p>市のマスタープランにおいて方向性が示されており、地区計画による柔らかい整備へのシフトといわゆる暫定用途の見直しを視野に検討を行っていくことになっております。しかしながら、すぐに廃止に向けた手続きを行うか、又は区画整理事業を開始するか、そういった議論は何もされていない状況です。</p>
D 委員	<p>では、今回の都市計画道路再検討と区画整理事業は分けて考えたということですね。</p>
事務局	<p>はい。委員さんの仰ることは県の連絡調整会議でも議論されたところですが、先程申し上げた無期限休止が決定されていること、かつ、マスタープランにおいても方向性が示されていることから、今回の評価結果となりました。</p>
D 委員	<p>分かりました。もう一点、都市計画法第53条の許可については、これまでにどれくらい処分されているかは確認しましたか。</p>
事務局	<p>しておりません。</p>

D 委員	今後の都市計画手続きに向けて把握しておくが良いと思います。
事務局	承知しました。
C 委員	今回の見直しは非常に良いことだと思います。しかし、これだけ廃止をするなら、逆に新たな都市計画道路を決定するということがあっても良いと思いますが。
事務局	それについては、通常の道路整備において柔軟に対応していこうと思います。
E 委員	人口減少も進んでいるので道路をどんどん通すことは必要ないと思います。
事務局	生活道路の整備においては、必要に応じて進めてまいります。
会長	よろしいでしょうか。では次に、その他の事項ですが、事務局から何かありますか。
事務局	ございません。
会長	分かりました。以上で議事は全て完了したようですので、これで議長の任を退かせていただき、会議の進行は事務局にお返ししたいと思います。皆様、ご協力ありがとうございました。
事務局	会長、ありがとうございました。 それでは以上をもちまして、令和6年度 第2回 桜川市都市計画審議会を閉会したいと思います。 皆様、本日は長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。
事務局一同	ありがとうございました。
	(15時00分 閉会)

令和 7 年 3 月 19 日

議事録署名人 ■ ■ ■ ■

議事録署名人 ■ ■ ■ ■

令和6年度 第2回 桜川市都市計画審議会 出席者名簿

R7. 2. 20. 開催

参集範囲	参集者氏名	
<p>【出席】 桜川市都市計画審議会 委員</p>	<p>委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員</p>	<p>武村 実 (建築士) 高橋 悦也 (建築士) 軽部 徹 (市議会議員) 武井 久司 (市議会議員) 潮田 新正 (市議会議員) 鈴木 裕一 (市議会議員) 谷口 典枝 (住民代表)</p>
<p>【欠席】 桜川市都市計画審議会 委員</p>	<p>委員 委員 委員</p>	<p>有田 智一 (学識経験者) 酒寄 康彦 (建築士) 小高 友徳 (市議会議員)</p>
<p>職務のために出席した 者の職氏名</p>	<p>桜川市 建設部長 桜川市 建設部次長兼都市整備課長 桜川市 建設部 都市整備課 課長補佐 桜川市 建設部 都市整備課 都市政策グループ 主任</p>	<p>五十嵐 貴裕 萩原 正総 木村 智史 物井 雅貴</p>